

**令和3年度8月  
専決補正予算について  
(第14号補正)**

**令和3年8月  
企画財政部財政課**



令和3年8月27日

市政記者 様

## 令和3年8月補正予算(第14号)の概要

新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、飲食店等への営業時間短縮要請協力金（第6期分）その他について予算を補正する必要が生じましたが、特に緊急を要したため、8月27日に専決処分しました。

### 【補正予算額】一般会計 8億6,014万6千円

営業時間短縮要請協力金

協力金 8億4,328万円（2,498店舗）

事務費 1,686万6千円（協力金の2%）

【財源】協力金：国80%、県20%

事務費：国100%

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算について

## 1 飲食店等に対する営業時間短縮の要請に対する協力金

8億6,014万6千円

新型インフルエンザ等対策特別措置法の第24条第9項の規定に基づき、長崎県知事から、当初、令和3年8月24日から9月6日までの間、飲食店等に対して営業時間の短縮要請がなされ、協力した飲食店等に対し協力金を支給することとしていた。（補正第13号8月24日専決）

このたび、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、令和3年8月27日から令和3年9月12日までの間、長崎市に対して「まん延防止等重点措置」を適用することが決定されたことから、期間の延長及び支給単価が増になったことに伴い、事業費を増額するもの。

今回：令和3年度第5期・第6期

■要請期間：令和3年8月24日（火）～令和3年9月12日（日）（20日間）  
（令和3年8月27日（金）～令和3年9月12日（日）まん延防止等重点措置適用）

■対象施設：長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設（キャバレー、スナック、カラオケボックス等）

■主な申請要件：

ア 営業時間短縮要請の日以前（令和3年8月23日（月））から、対象店舗を運営していること。

イ 令和3年8月24日（火）から同月26日（木）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時までとする。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合は対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は朝5時から夜9時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜8時までとする。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合は対象外）。

ウ 令和3年8月27日（金）から同年9月12日（日）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は行わないこと。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合は対象外）。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者でないこと。

■協力金額：1日あたりの給付額×20日間

			8月24日～8月26日（第5期） 【3日間】	8月27日～9月12日（第6期） 【17日間】まん延防止等重点措置
中小企業 （個人事業者を含む）	売上高方式	前年又は前々年の1日あたりの売上高	[1日あたりの給付額]	[1日あたりの給付額]
		8万3,333円以下 （まん延防止等重点措置時7万5,000円以下）	2万5,000円	3万円
		8万3,333円超 （まん延防止等重点措置時7万5,000円以下）	前年又は前々年の1日あたりの売上高の3割	前年又は前々年の1日あたりの売上高の4割
		25万円未満 25万円以上	7万5,000円	10万円
大企業	売上高減少額方式		[1日あたりの給付額] 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割	
		※上限	「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割」のいずれか低い金額	「20万円」

■申請期間：令和3年9月13日（月）～令和3年11月1日（月）※第5期、第6期とも

■全体の事業費：協力金 20億6,758万円（2,498店舗）  
事務費 4,135万2千円（協力金の2%）

■うち、まん延防止等重点措置適用に伴う増額分（本件補正分）  
：協力金 8億4,328万円（2,498店舗）  
：事務費 1,686万6千円（協力金の2%）

【財源】協力金：国 80%、県 20%

事務費：国 100%

令和3年度	要請期間	日数	申請期間
第1期	令和3年4月28日（水）～令和3年5月11日（火）	14日間	令和3年5月17日（月）～令和3年6月30日（水）
第2期	令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）	20日間	令和3年6月1日（火）～令和3年7月15日（木）
第3期	令和3年6月1日（火）～令和3年6月7日（月）	7日間	令和3年6月15日（火）～令和3年8月2日（月）
第4期	令和3年8月10日（火）～令和3年8月23日（月）	14日間	令和3年8月24日（火）～令和3年10月11日（月）
第5期	令和3年8月24日（火）～令和3年8月26日（木）	3日間	令和3年9月13日（月）～令和3年11月1日（月）
第6期	令和3年8月27日（金）～令和3年9月12日（日）	17日間	